

監査報告書

社会福祉法人 九十九会
理事長 荒木 直 躬 様

1 業務状況監査

監事 寺田一郎は、第45条の28第1項「計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない」の規定に基づき、令和元年5月15日、社会福祉法人九十九会の平成30年度の各事業にかかわる事業活動報告書について業務監査を行った。

この監査にあたって監事寺田一郎は、適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の運営がなされているかについて関係書類の閲覧及び事業の報告を聴取する等、必要と思われる監査手続きの主要なものを実施した。

監査の結果、社会福祉法人九十九会の法人運営及び事業運営は、関係法令や通知等に準拠しているものと認められた。

よって、監事寺田一郎は、事業活動報告書が社会福祉法人九十九会の平成30年度の業務執行の状況を適正に表示しているものと認める。

なお、監査の詳細については以下のとおりである。

監査内容と結果

- ① 事業の実施状況について、全事業所の事業報告書の提出と補足説明を求めて、運営目標・事業計画に沿った運営がなされているか、について点検した。
- ② けやきの運営については、県からの指摘もあり一松工房と関係を整理できたことは評価する。今後とも地域のニーズに対応した事業運営について常に検討を重ねていく必要がある。
- ③ 長生圏域のみならず障害児の相談支援事業所が極めて少ない中での生活支援センターつくもの人員配置、支援対象者等運営のあり方についてさらに検討すべきである。
- ④ 通所施設における送迎等について検討すべきである。
- ⑤ 政府が推進している働き方改革への対応を十分に検討を重ね、職員の労働環境の改善と法人運営の合理化が進行するように期待する。

2 財産状況監査

監事 長谷川博一は、第45条の28第1項「計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない」の規定に基づき、令和元年5月13日、社会福祉法人九十九会の平成30年度の各事業にかかわる貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書及び全体の財産目録等の決算書について、社会福祉法人九十九会から入手した資料に基づき監査を行った。


この監査にあたって、監事 長谷川博一は適正な会計処理が行われていること、適正に財産が保持されていることを確認すべく、関係書類の閲覧及び関係者からの状況を聴取する等、必要と思われる監査手続きの主要なものを実施した。

監査の結果、社会福祉法人九十九会が採用する会計処理の方法及び手続きは、社会福祉法人会計基準に準拠していること、及び適正に財産が保持されていることを確認した。

よって、監事 長谷川博一は、決算書が社会福祉法人九十九会の平成30年度の収支、及び同事業年度末日現在の財産の状態を適正に表示しているものと認める。

令和元年 5月 15日

社会福祉法人九十九会

監事 寺田一郎 

監事 長谷川博一 